

第 7 章

計画の推進等

第 1 節 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 実施主体の役割
- 3 評価・公表の実施

第7章 計画の推進等

第1節 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

- 本計画の基本理念である「安全で質の高い医療を切れ目なく効率的に提供する体制の確立」のためには、県や市町村はもとより、大学や保健・医療・福祉関係団体など、全ての関係者が相互に連携し、積極的に本計画の推進に取り組むことが求められます。
- このため、宮崎県医療審議会等で関係者の共通認識の醸成を図るとともに、保健・医療・福祉関係団体や行政等の関係者で構成される各種協議会等の活動を通じて、具体的な計画の推進を図っていきます。
- また、限られた医療資源を守るためには、県民自らが「かかりつけ医」や「かかりつけ薬剤師・薬局」を持つなどの取り組みを行うことが重要であることから、県民の理解と協力を得るための意識啓発に努めます。
- さらに、国に対しては他の都道府県とも連携しながら、地域の実情に即した医療政策や制度の実施など、医療提供体制の充実強化のための支援協力を要請します。

各種協議会等	役割
宮崎県がん対策推進協議会	県内におけるがん医療の効果的な推進
宮崎県へき地医療支援機構	県内におけるへき地医療対策の各種事業の実施
宮崎県救急医療協議会	県内における救急医療機関と搬送機関の連携の促進等、救急医療の円滑な運営
宮崎県周産期医療協議会	県内における周産期医療体制の整備
宮崎県災害医療関係者連絡会議	県内における災害時の医療提供体制の整備
宮崎県地域医療対策協議会	県内における医師の確保促進や、関係機関の機能分担・連携の推進
宮崎県地域医療支援機構	県、市町村、宮崎大学、県医師会等が密接に連携を図りながら、県内における医師不足や医師の地域偏在の解消等を推進
宮崎県臨床研修・専門研修運営協議会	医師の臨床研修制度及び専門研修制度において、県内の協力体制を構築、研修体制の整備及び充実
宮崎県医師確保対策推進協議会	県内の自治体病院等における医師確保を推進
地域医療構想調整会議	地域医療構想の推進に向けた協議

2 実施主体の役割

○ 県

本計画の具体的な推進を図るため、市町村や大学、関係団体との総合調整を図るとともに、計画の達成状況や効果等の検証を行うなど、本計画全体の進行管理を行います。また、保健所は地域における保健・医療を管理する機関として、所管区域における各種情報の収集や分析、広報を行うとともに、地元関係団体との連携・調整機能の発揮に努めます。

○ 市町村

住民に最も身近な市町村は、住民ニーズにあった保健・医療・福祉サービスを提供するための総合相談窓口等としての機能を発揮するとともに、県や関係団体と連携を図りながら、地域における各種サービス提供体制の充実に努めます。

※ 宮崎市保健所については、宮崎市における保健・医療を管理する機関として、上記県保健所と同様の役割を担います。

○ 関係機関・団体・大学等

保健・医療・福祉の関係機関や関係団体は、それぞれ専門的な立場から県民に良質なサービスを提供するとともに、相互に連携して保健から医療・福祉まで切れ目のないサービス提供体制の構築に努めます。また、大学等は医療関係従事者の養成と確保に積極的に取り組みます。

○ 県民

県民は、健康で生き生きとした生活を送るため、生活習慣病等にならないよう日頃から自らの健康管理に積極的に努めます。また、医療資源は有限であることを十分理解し、「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師・薬局」を持つなど、医療機能の分担と連携体制の構築等に協力します。

3 評価・公表の実施

本計画の推進にあたっては、計画の達成状況や効果等の検証を行うことが必要です。

このため、数値目標及び施策の進捗状況等や評価については、医療関係者や住民、学識経験者等からなる宮崎県医療審議会において、1年ごとに行い、施策の継続的な推進が図られるよう努めます。

また、その結果については、ホームページ上に公表します。